協議会(書面開催)における意見と対応

次のとおり意見がありましたが、対応について回答し、「対応」のとおりご了承頂きました。

(ご意見内容と対応)

○ 統一的な避難計画について

No	章	項	ページ	(案)記載内容	修正意見•修正案等	対応	機関等
1			2	・第1章/1節/(2)霧島山周辺 での実践的な避難計画の作成	冒頭に、次の一文を入れてはどうか? 霧島山は、複数の火口を有し、かつ複数の行政域に分かれている。 統一的な避難計画を作成する根拠として、他火山と異なる霧島山の地域性を明示するため。	現記述のままとします。 これまで多くの記述を削除した経緯があります。追加するとなるとご提示の内容のみで良いのか再確認が必要となります。	岩船先生
参考	2	1	14	表 1-5 避難対象地区と避難対象者	人口と要配慮者数は記載しないのか。	(例)として、人数は記載 しません。	鹿児島県
2			14	第3章/2節/(1)/表1-5 避難対象地区と避難対象者(ご意見のまま)	鹿児島県からの質問「人口と要配慮者数は記載しないのか」について「(例)として、人数は記載しません」と回答しているが、可能なら時点を示して回答した方がよいと思います。理由としては、霧島山でも広域避難(あるいは「広域一時滞在等」)を計画する場合、避難数の想定は大事だと思います。 関連資料を添付します。(岩船先生の寄稿記事)	(例)として、人数は記載 しません。	岩船先生
3			39	39 ページ (2)関係機関の情報伝達・共有	図 2-1 霧島山に係る宮崎県の噴火警報・予報等の情報伝達の流れ・フロー図に「その他構成機関等」などの名称を追加要望	・必要であれば、今後の関係機関会議等で提案してください。 ・協議結果に基づき、必要に応じ計画を修正いたします。	九州森林 管理局

No	章	項	ページ	(案)記載内容	修正意見·修正案等	対応	機関等
参考	2	2	39~ 41	霧島市の意見 ・図23内の環境省えびの管理官事務 所への伝達は、県・関係市町からすべき なのか。国から環境省を通じて環境省え びの管理官事務署への連絡では? → 対応案 気象台の規定に従った系統のままとしま す。状況により行う気象台から直接の情 報提供を妨げるものではありません。	・幹事会資料の課題(案)の「2 警戒避難体制の整備について」の中で伝達手段の整備の検討として伝達の流れなどについても検討してはどうか。	えびの管理官事務所については、観光客等への情報発信のために重要であり、県及び関係市町との連携は必要と考えております。 国からの情報と併せて県・市町からの情報の流れも確保したいと思います。 現時点で課題案の修正はいたしません。必要であれば、今後の関係機関会議等で提案してください。	霧島市
4					・引き続き、登山者等に対する情報伝達の流れ等の検討を行って頂きたい。 ・また、今後の検討成果を本計画に反映するため、必要に応じ本計画を見直すこととしてはどうか。	・必要であれば、今後の関係機関会議等で提案してください。 ・協議結果に基づき、必要に応じ計画を修正いたします。	霧島市
5			47	・第2章/3節/ (2)避難時の関係機関の役割/表 2-12 社会福祉管理者の4つ目の〇 「や在宅の災害時要配慮者」	→「や在宅の要配慮者」または「や災害時在宅の要配慮者」 者」 ※「災害時要援護者」から用語が変わってきた経緯を考えると、「災害時」と「要配慮者」をつなげない方が良い。	修正します。	岩船先生
6			52	表 2-19 災害拠点病院	「機関災害拠点病院」→「基幹災害拠点病院」	修正します。	岩船先生
7			76	第3章/1節/表3-4 噴火警戒レベル4発令時の高齢者等避難発令地域	上記「表 1-5」と同じ意見	(例)として、人数は記載 しません。	岩船先生

No	章	項	ページ	(案)記載内容	修正意見·修正案等	対応	機関等
参考	3	3	85	3.広域一時滞在等 (1)広域一時滞在等の判断・実施	「広域避難」という記載があるが、「広域避難」としてしまうと発災前のものになってしまうため、37 ページの記載を用いて「広域的な避難」と書きぶりを修正してはどうか。	広域的な避難に修正します。 37ページと同じく広域一時滞在等の注釈を追加します。	鹿児島県
8			85	第3章/3節	鹿児島県の「広域避難」の質問に関連して、発災前の 「広域避難」についても検討すべきと思います。今回難し い場合でも、今後の検討事項として頂いた方がよいです。	現標記のままとします。 広域避難も含めた記載内 容となっています。	岩船先生
参考			86	表 3-6 救出救助活動拠点の候補地 (岩船先生の意見) 宮崎県側のみの記載となっているの で, 鹿児島県側についても, 調整し て決めてもらった方が良い。 (宮崎県対応) 鹿児島県に提供をお願いします。	表 3-6 は宮崎県の救出救助活動拠点の候補地であることを記載いただいた上で、鹿児島県の活動拠点については、鹿児島県地域防災計画(一般災害対策編)ー鹿児島県災害時受援計画参照の旨記載いただきたい。	追記します。	鹿児島県(追加)
9			86	第3章/4節/(1)/1)合同調整所等の設置等/②活動拠点等	「※ 鹿児島県の活動拠点については、鹿児島県地域防災計画(一般災害対策編)-鹿児島県災害時受援計画参照。」とあるが、表 3-6 にも明記した方がよいのではないか。 → あとから「01-1 資料 1 参考 1 月 27 日締切り意見と対応」をみて理解しました。鹿児島県が同調できないのであれば、宮崎県も同じような表記にとどめる手もあろうかと思います。「霧島山の統一的な避難計画」であれば、その理念において、両県に統一的な表記を目指すべきであるように思います。	現標記のままとします。 上記の追記で表現しています。 現標記のままとします。 両県統一的な標記を目指 します。	岩船先生

Ν	o 章	項	ページ	(案) 記載内容	修正意見·修正案等	対応	機関等
1.4	J —	-		(未/ 元章和 3日		71/10	

○火山性ガスに伴う立入規制基準(案)について

			1	,
10	2 火山ガスに伴う立入規制基準(案) に関する内容	3 (1) の表 1 によると。県道 1 号線は、屋根付き 自動車のみ通行可となっているが、駐停車するこ となく通過するだけなら、バイクは通行可となら ないか。 火山ガスに伴う立入規制基準(案)に関する内容に ついては、基準の運用後も、火山活動やガス発生の 状況をみながら必要に応じて、見直していただき たい。		霧島市
11	2 火山ガスに伴う立入規制基準(案) に関する内容	今回の火山ガスに伴う立入規制基準の修正について、その運用に関しては、火山ガスが立入規制基準を超えた場合には、これまで同様、道路、登山道、遊歩道等を管理する機関への迅速な情報提供とともに、それぞれの管理機関において規制基準に則した適切な措置を実施するということで良いか。	運用につきましては、これまで同様、関係機関において適切に措置を実施していただくようお願いします。	えびの市

○ 火山防災マップの改定(案)について

12		3 火山防災マップの改定(案) 「レベル 2 ~ 3 」	・凡例の▲(赤)を大幡池とすると、▲(赤)の大幡山を凡例にも記載するべきでしょうか。 ・この場合、大幡山の火口は●でよいでしょうか。 想定火口で不確かなら、破線で囲う方が一般的です。また、大幡池の火口が多角形的です。この根拠が確かな ら、形態も●でなく、多角形等、火口をイメージできる形態に変えた方がよいかと思います。 →凡例の「▲大幡池」「▲大幡山」「火口」を再検討した方がよいと思います。	大幡山の丸囲みを削除します。 その上で、凡例は現標記	岩船先生
13		3 火山防災マップの改定(案) 「レベル4~5」	・「大幡山▲」を地図に記さないのであれば、省略 した旨を小さく記述した方がよいでしょうか。	大幡山▲(黒)を追記し ます。	岩船先生

No	章		項	ページ	(案)記載内容	修正意見•修正案等	対応	機関等
14					3 火山防災マップの改定(案) 「噴火警報」 (噴火警報発表時の規制区域及び降 灰の影響範囲のことでしょうか。)	・「大幡山▲」を地図に記さないのであれば、省略 した旨を小さく記述した方がよいでしょうか。	現記述のままとします。 広範囲の影響範囲を示し ており、想定する火口を 焦点に記載しています。	岩船先生
0	○ 地域防災計画の改定(案)に関する内容について							
15					4 地域防災計画の改定 (案) に関す る内容	・湧水町地域防災計画 「広域避難受け入れ計画(研究案)」について、 桜島で検討されておりますが、霧島山での場合に も応用できるので、避難所運営計画等の作成にお いては、支援します。	個別的にご提案ください。	岩船先生
0	○ その他							
16					その他の意見	・霧島ジオパーク推進連絡協議会は、霧島山火山防 災協議会と構成市町がほぼ共通し、防災対策にも 取り組んでいることなどから、連携強化を図って 頂きたい。	観光推進のお立場からも 火山防災にご協力頂き感 謝いたします。 今後とも連携強化にご協 力ください。	霧島市